

おきぎんカードご利用規定

当行とのカードお取引は、お申込頂きました各々のカードによって下記規定に基づき取扱いいたします。

おきぎん 法人キャッシュカードご利用規定

第1条（カードの利用）

おきぎんキャッシュカード（法人用）（以下「カード」といいます。）は、当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」という。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含む。以下「支払機」という。）を使用して普通預金を払戻す場合に利用することができます。

第2条（預金機による預金の預入れ）

- （1）預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- （2）預金機による預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。
また、1回あたりの預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。
- （3）当該預金口座についてカードによる預入れがあった場合には、預入後の残高を表示した受取書として「おきぎんキャッシュカードご利用明細」を発行します。

第3条（支払機による預金の払戻し）

- （1）支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- （2）支払機による払戻しは、支払機の機種により1千円または1万円単位とし、1回当りの払戻しは、当行が定めた範囲内とします。なお、1日当りの払戻限度額は当行が定めた範囲内とします。
- （3）支払機により払戻す場合に、払戻金額と第5条の手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは払戻すことができません。

第4条（振込機による振込）

振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

第5条（手数料）

- （1）支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当行および提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」という。）をいただきます。
- （2）自動機利用手数料は、預金の払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。
- （3）振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

第6条（代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込）

- （1）代理人（2名に限ります。）による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。払戻しをする場合は、代理人の暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。
- （2）代理人カードにより振込の依頼をする場合には振込依頼人名は本人名義となります。
- （3）代理人カードの利用についても、この規定を適用します。

第7条（預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い）

- （1）停電、故障等により当行の支払機が停止し、その取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口で、カードにより預金を払戻すことができます。
- （2）停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- （3）前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名（署名）、金額および届出の暗証を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- （4）停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

第8条（カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入）

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が預金機、振込機、当行の支払機もしくは当行の通帳記帳機で使用された場合または当行本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、払戻した金額と自動機利用手数料金額、および振込手数料金額は合計額をもって通帳に記入します。

第9条（カード・暗証の管理等）

- （1）当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。
- （2）カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- （3）カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

第10条（偽造カード等による払戻し等）

- （1）偽造または変造されたカードの不正使用により預金が減少した場合は、次項以下の規定に基づいて、当行が、預金の減少を補てんします。
- （2）被害の補償を受けるためには、被害にあったことを知ったのち、直ちに当行までお届けください。お届けのありました日から、30日前までの不正使用による預金引出しを補償いたします。
- （3）次のような場合には、補償を受けることはできません。

- ①被害があった旨の届出があった日から 31 日以上前の日に行われた不正使用による預 金引出し。
- ②口座名義人またはこれらの者の法定代理人（口座名義人が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反。
- ③偽造、変造および不正使用にかかる事実の調査にご協力いただけないとき。
- ④口座名義人の同届の親族および別届の未婚の子、同届人、留守人または使用人が自ら行いもしくは加担した場合。
- ⑤口座名義人が他人に譲渡・貸与または担保差入れしたカードが当該他人に占有されているときに行われたカードの不正使用。
- ⑥偽造または変造されたカードに基づいて平成 18 年 3 月 31 日以前に生じていた不正な 預金引出し。
- ⑦カードが口座名義人に到達する前に生じた偽造または変造されたカードによる不正な預金引出し。
- ⑧カード規定違反。
- ⑨戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地帯において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に基づく著しい秩序の混乱に乘じまたは付随してなされた偽造または変造されたカードによる不正な預金引出し。
- ⑩地震もしくは噴火またはこれらによる津波に基づく著しい秩序の混乱に乘じまたは付随してなされた偽造または変造されたカードによる不正な預金引出し。
- ⑪核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故に基づく著しい秩序の混乱に乘じまたは付随してなされた偽造または変造されたカードによる不正な預金引出し。

（4）補償金の支払い

当行は、1 枚のカードあたり（代理人カード、家族カード、再発行を受けたカードについては 1 枚のカードとみなします。）最高 100 万円まで、不正に引き出された預金の額を支払います。12 月 1 日から 1 年以内に 2 回以上の被害に遭われた場合でも合計で 100 万円までのお支払いとさせていただきます。

（5）個人情報の取り扱いについて

当行が、補償金をお支払いする場合、当行から、損害保険会社に当行の有する口座名義人に関する情報を提供することがあります。当該情報の提供をご同意いただけない場合は、補償金をお支払いできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（6）犯人に対する賠償請求

当行が補償金をお支払いした場合には、口座名義人が不正な預金引出しを行った犯人に対する損害賠償請求権はお支払いした補償金の額を限度としてかつ、口座名義人の権利を害さない範囲内で、当行に移転するものとします。

第 11 条（盗難カードによる払戻し等）

- （1）次に掲げる事由により預金が不正に減少した場合は、次項以下の規定に基づいて、当行が、預金の減少を補てんします。

- ①盗難（盗取・詐欺・横領をいいます。）にあったカードの不正使用。
 - ②紛失したカードの不正使用。
 - ③キャッシュディスプレイ設置場所において現金を引き出すよう強要され、その現金を奪われたこと。
 - ④デビットカード端末機の設置場所において商品または役務の対価を支払うよう強要され、かつその提供された商品・役務を奪われたこと。
- (2) 被害の補償を受けるためには、被害にあったことを知ったのち、直ちに当行までお届けください。お届けのありました日から、30 日前までの不正使用による預金引出しを補償いたします。
- (3) 次のような場合には、補償を受けることはできません。
- ①被害があった旨の届出があった日から 31 日以上前の日に行われた不正使用による預金引出し。
 - ②当行から要請を行ったにもかかわらず、所轄警察署宛の被害届提出を行っていただけないとき。
 - ③盗難にあったまたは紛失したカードの発見回収にご協力いただけないときまたは発見または回収したときに当行宛にご通知いただけないとき。
 - ④盗難、紛失および不正使用にかかる事実の調査にご協力いただけないとき。
 - ⑤預金者またはこれらの者の法定代理人（預金者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反。
 - ⑥預金者の同届の親族および別届の未婚の子、同居人、留守人または使用人が自ら行いもしくは加担した場合。
 - ⑦預金者が他人に譲渡・貸与または担保差入れしたカードが当該他人に占有されているときに行われたカードの不正使用。
 - ⑧平成 17 年 11 月 30 日以前に生じていた盗難または紛失。
 - ⑨カードが預金者に到達する前に生じた盗難または紛失。
 - ⑩カード規定違反。
 - ⑪戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地帯において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に基づく著しい秩序の混乱に乗じまたは付随してなされた盗難もしくは紛失。
 - ⑫地震もしくは噴火またはこれらによる津波に基づく著しい秩序の混乱に乗じまたは付随してなされた盗難もしくは紛失。
 - ⑬核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故に基づく著しい秩序の混乱に乗じまたは付随してなされた盗難もしくは紛失。
- (4) 補償金の支払い
- 当行は、1 枚のカードあたり（代理人カード、家族カード、再発行を受けたカードについては 1 枚のカードとみなします。）最高 100 万円まで、不正に引き出された預金の額を支払います。12 月 1 日から 1 年以内に 2 回以上の被害に遭われた場合でも合計で 100 万円 までのお支払いとさせていただきます。
- (5) 個人情報の取り扱いについて
- 当行が、補償金をお支払いする場合、当行から、損害保険会社に当行の有する預金者に関する

情報を提供することがあります。当該情報の提供をご同意いただけない場合は、補償金をお支払いできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(6) 犯人に対する賠償請求

当行が補償金をお支払いした場合には、預金者が不正な預金引き出しを行った犯人に対する損害賠償請求権はお支払いした補償金の額を限度としてかつ、預金者の権利を害さない範囲内で、当行に移転するものとします。

第12条（カードの紛失、届出事項の変更等）

カードを紛失した場合または法人名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに当行所定の方法により当行に届出てください。

第13条（カードの再発行等）

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

第14条（解約、カードの利用停止等）

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、カードを取引店に返却してください。なお、当行普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを取引店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ①第15条に定める規定に違反した場合。
 - ②預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから5年が経過した場合。
 - ③カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合。

第15条（譲渡、質入れ等の禁止）

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第16条（規定の変更）

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

この規定が変更された場合には、変更後の規定に従います。

第17条（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定および振込規定により取扱います。

おきぎん デビットカード(J-Debit)取引規定

第1条 (適用範囲)

次の各号のうちのいずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対して、普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）について発行した〈おきぎん〉キャッシュサービスカード（代理人カードを含みます。）及び貯蓄預金カード法人キャッシュカードその他当行所定のカード（以下「カード」といいます。）を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引落とし（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落としを含みます。）によって支払う取引（以下「デビットカード取引」といいます。）については、この規定により取り扱います。

- ①日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます。）所定の加盟店規約（以下「規約」といいます。）を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）。但し、当該加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。
- ②規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「間接加盟店」といいます。）。但し、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。
- ③規約を承認のうえ機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人（以下「組合事業加盟店」といいます。）。但し、規約所定の組合契約の定めに基づき、当行のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。

第2条 (利用方法等)

- (1) カードをデビットカード取引に利用するときは、みずからカードを加盟店に設置されたデビットカード取引にかかる機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読みとらせるか、または加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をしてカードを端末機に読みとらせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつみずから入力してください。
- (2) 端末機を使用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。
- (3) 次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。
 - ①停電、故障等により端末機による取り扱いができない場合
 - ②1回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超える場合、または最低金額に満たない場合
 - ③購入する商品または提供をうける役務等が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品又は役務等に該当する場合

(4) 次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。

①1日あたりのカードの利用金額が、当行が定めた範囲を超える場合

②当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合

③カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合

(5) 当行がデビットカード取引を行なうことができないと定めている日または時間帯は、デビットカード取引を行なうことはできません。

第3条（デビットカード取引契約等）

前条第1項により暗証番号の入力がされたときに、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下「デビットカード取引契約」といいます。）が成立し、かつ当行に対して売買取引債務相当額の預金の引落しの指図および当該指図にもとづいて引落しされた預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

第4条（預金の復元等）

(1) デビットカード取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、デビットカード取引契約が解除（合意解除を含みます。）、取消等により適法に解消された場合（売買取引の解消と併せてデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、加盟店以外の第三者（加盟店の特定承継人および当行を含みます。）に対して引落しされた預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落しされた預金の復元を請求することもできないものとしします。

(2) 前項にかかわらず、デビットカード取引を行った加盟店にカードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落しされた預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれをうけて端末機から当行に取消の電文を送信し、当行が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中かつ当行所定の時刻以前に受信した場合に限り、当行は引落しされた預金の復元をします。加盟店経由で引落しされた預金の復元を請求するにあたっては、みずからカードを端末機に読みとらせるか、または加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をして端末機に読みとらせてください。端末機から取消の電文を送信することができないときは、引落しされた預金の復元はできません。

(3) 第1項または前項において引落しされた預金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。

(4) デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、本条第1項から前項に準じて取り扱うものとしします。

第5条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、おきぎんキャッシュカードサービス規定（以下「カード規定」といいます。）および、おきぎん法人キャッシュカードご利用規定（以下「法人カード規定」といいます。）により取り扱います。また、カード規定の適用については同規定中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」とし、法人カード規定の適用については同規定中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」とします。

第6条（デビットカード取引の機能を停止する場合）

カードによりデビットカード取引を行なう機能は当行所定の書面により当行本支店へ 中出ることにより停止することができます。当行はこの書面による中出を受けたときは、直ちにデビットカード取引を行なう機能を停止する措置を講じます。この中出の 前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第7条（規定の変更）

- （1）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- （2）前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、周知します。
- （3）前二項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

2020年4月1日現在